

更新日:2024年1月11日

一般社団法人日本リウマチ学会

学術集会における情報公開の基本方針(Embargo Policy)

日本リウマチ学会が開催する学術集会において発表・講演を行った演題の他学会への発表を含む情報公開について

- * 学術集会に採択された演題の抄録および内容について、対象となる演題の学術集会(JCR)での発表までは情報公開規制期間(Embargo)とし、発表後からの公開および他学会への**投稿**を認める。
- * 抄録および講演内容の情報を公開する場合、出典の明記を必須とし、内容の変更を認めない。他言語で情報公開をする場合も、内容に齟齬が生じないよう、十分に注意する。
- * 抄録投稿前に著作権保持者である日本リウマチ学会に許諾を得ること。
- * 情報公開規制期間(Embargo)内に公開および他学会への投稿を希望する場合は、事前に日本リウマチ学会に演題取り下げの連絡をすること。

これらに違反した場合には、演題の取り下げを含め、著作権保持者である学会が必要な措置を講じる。

学術集会でのアンコール(Encore)発表について

日本リウマチ学会(JCR)では以下の条件を満たす演題をアンコール演題として認める。

- * JCR 発表(開催)予定日から遡って1年以内に海外の学会で、かつ異なる言語で発表した演題に限り発表可能とする。(国内学会は不可、APLAR など JCR が加盟している学会の場合は開催地が国内でも可)
- * 演題名にアンコール発表である事を明記すること((アンコール発表)を末尾につけるなど)。
- * 最初の発表内容、データおよび解釈を忠実に反映させていること。
- * 最初に発表した学会の Embargo 規定に従い、著作権が発生している場合には発表者の責任で著作権者に許諾を得ること。
- * 一次発表情報(学会名、演題名、日付など)と許諾の有無について発表時スライドに含めること。